# 排水施設の寄附の申出から寄附承諾・不承諾決定までの流れ

事前相談書の提出

「排水施設の寄附相談書」

（第1号様式）

（申出者→市）

町会・自治会、排水組合、個人の皆様から寄附の事前相談をしていただきます。その際、市からは「排水施設の寄附に関する取扱い基準」「寄附の事務の流れ」の手引きを用いて説明させていただきます。

→

「排水施設の寄附申出協議依頼書」の提出

（第2号様式）

（申出者→市）

町会・自治会、排水組合、個人の皆様から正式に市へ依頼の手続きをしていただきます。

〇添付書類
位置図

→

現地調査

（申出者・市・（業者））

町会・自治会、排水組合、個人の皆様の立会いのもと現地の排水管の調査を行います。
調査の結果、管の清掃・補修を町会等の自己負担でしていただく場合がございます。

→

現地調査の結果について（通知）

（市→申出者）

排水施設の調査結果について、市は町会・自治会、排水組合、個人の皆様に文書をもってご通知いたします。

→

管の清掃・補修（必要な場合）

申出者

管の清掃・補修等の必要な場合には、町会・自治会、排水組合、個人の皆様に自己負担にて業者に委託するなどして行っていただきます。

→

「排水施設の寄附申出書」の提出

（第3号様式）

（申出者→市）

町会・自治会、排水組合、個人の皆様から「排水施設の寄附申出書」に関係書類を添付し市へ提出していただきます。

→

寄附承諾・不承諾の決定

（市→申出者）

市は「排水施設の寄附申出書」を受理後、書類審査と現地再確認を行い、維持管理上、支障がないと判断した場合、「排水施設の寄附承諾・不承諾決定通知書」（第4号様式）を交付し市で管理を引き継ぎます。